

市営函館競輪場内広告掲出に関する施設貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営函館競輪場施設（以下「施設」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出（以下「広告掲出」という。）するための施設の貸付に関して、函館市財産条例（昭和39年4月1日条例第6号）および函館市財産条例施行規則（昭和39年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 メインスタンド、プレスセンター、選手宿舍、バンク、その他の広告掲出が可能な施設をいう。
- (2) 壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段、バンク内競走路、その他施設内の構造物の表面をいう。
- (3) 広告掲出 施設に民間企業等の広告を掲出することをいう。
- (4) 広告掲出者 施設に広告を掲出する者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲出しない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 意見広告
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 景観および風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、施設に掲出する広告として不相当であると判断されるもので、次に掲げるもの

① 業種または事業者等

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」およびそれに類似する業種
- イ 消費者金融にかかるもの
- ウ たばこ製造業
- エ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- オ 訪問販売等に関する法律に規定する「通信販売」、「訪問販売」にかかるもの（特定商取

引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）

- カ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ク 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

② 掲出内容

- ア 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
- イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのある広告
- ウ 人権を侵害し、または差別を助長する恐れがある広告
- エ 青少年の保護または健全な育成に悪影響をおよぼすと考えられる広告
- オ 特定の業者に不利益を与える広告
- カ 投機、射幸心を著しくあおる広告
- キ 責任の所在および内容が不明確な広告
- ク 名誉棄損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告
- ケ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- コ デザインおよび色彩が著しくけばけばしいなど、施設との調和を損なうと認められる広告
- サ デザインがけばけばしいなど、公衆に不快の念をいだかせる恐れのある広告

③ 暴力団または暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められるものは、広告掲出者としなさい。

(広告掲出の場所、規格等)

第4条 広告の場所および規格等は、施設の用途または目的を妨げない範囲において、別表に定めるとおりとする。

(広告掲出の申請・選定等)

第5条 広告を掲出しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書により申請しなければならない。

2 市長は前項の申請があった場合において、広告掲出料の額が最も高いものを選定するものとし、別に定めるところにより、申請者と施設の賃貸借契約を締結する。

(広告掲出の審査)

第6条 申請者は、申請書に広告内容を記載したラフスケッチ等、審査に必要な資料を添付しなければならない。

2 市は、審査の結果、広告の内容等が本要綱で示す基準に抵触し、またはそのおそれがあると認めるときは、申請者に対して広告内容の変更等を求めることができる。

(広告物の製作、掲出および撤去)

第7条 掲出する広告物は、広告掲出者が経費を負担するものとし、製作、掲出および撤去にあたっては、市の指定する仕様に従うものとする。

2 広告掲出者は、広告の掲出および撤去にあたっては、競輪開催業務に支障が生じないように、市と日程を協議のうえ、施工するものとする。

(広告募集方法)

第8条 広告掲出の募集は、掲出場所の空き状況により、随時広報紙、函館競輪ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲出料の納入)

第9条 広告掲出者は、契約に基づく掲出料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

(広告掲出料の還付)

第10条 既に納付した広告掲出料は還付しない。ただし、広告掲出者の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を停止しまたは契約を解除したときはこの限りでない。

2 還付する額は、広告掲出の未経過分を日割り計算で算出する。

(広告掲出期間)

第11条 広告掲出の期間は1月単位とし、必要な場合は更新できるものとする。ただし、競走路への広告掲出については、全面塗装時に募集し、次回全面塗装までの期間内とする。

(広告内容の変更)

第12条 広告掲出者は、広告内容を変更しようとする場合は、第6条と同様の手続きを経なければならない。

(契約の解除等)

第13条 市長は、次に掲げる事態が生じた場合は、契約を解除することができる。この場合において、広告掲出者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 広告掲出により、明らかに競輪の開催に支障をきたすと判断されるとき。
- (2) 広告掲出料が指定期限までに納入されないとき。
- (3) 広告掲出者が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (4) 広告掲出者が法令、要綱、基準の規定に違反していると認められるとき。

(5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告掲出者は、前項により契約が解除された場合は、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(原状回復等)

第14条 広告掲出者は、契約期間が満了したとき、または第12条の規定により契約を解除されたときは、直ちに施設の係員の指示に従い、当該広告物を撤去し、広告掲出場所を現状に回復しなければならない。

2 広告掲出者は、広告掲出場所を現状に回復した後、施設の係員の検査を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 広告掲出者は、掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、施設を棄損し、若しくは破損し、または来場者等に損害を与えたときは、直ちに市長に届け出て、その指示により損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	広告掲出施設	掲出場所	規格(ミリメートル)
1	競走路	第2コーナーイエローライン上部	2,500×7,500
2	競走路	第3コーナーイエローライン上部	2,500×7,500
3	プレスセンター	バンク側窓上部壁面	1,800×14,400
4	プレスセンター	バンク側窓上部壁面	1,800×14,400
5	選手宿舎	バンク側非常階段部分壁面	13,000×2,300
6	バンクフェンス	フェンス上部	1,800×11,500
7	バンクフェンス	フェンス上部	1,800×11,500
8	電光表示板	電光表示板下部	1,500×6,000

注1) 番号1・2については、滑り抵抗を確保する特殊舗装となることから、市の指定する業者に施工させること。

注2) 番号3～8については、強風での破損、塗装の剥離、反射がないものとする。

別記第1号様式（第5条関係）

市営函館競輪場施設広告掲出申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 〒

申請者 商号または名称

代表者氏名 印

電話番号

市営函館競輪場施設へ広告を掲出したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、この申請書および添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、市営函館競輪場施設広告掲出要綱および同基準ならびに仕様書等を遵守することを誓約します。

掲 出 場 所	<input type="checkbox"/> 競走路第2コーナーイエローライン上部 <input type="checkbox"/> 競走路第3コーナーイエローライン上部 <input type="checkbox"/> プレスセンターバンク側窓上部壁面 <input type="checkbox"/> 選手宿舍バンク側非常階段部分壁面 <input type="checkbox"/> バンクフェンス上部 <input type="checkbox"/> 電光表示板下部	
広 告 内 容		
広 告 掲 出 料		
連 絡 先	担当部署 担当者名	電話番号 F A X
掲 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類： 広告図案（デザイン、規格、材質等）
会社概要